

## 緑の青年就業準備給付金事業実施要綱

〔平成25年5月16日25林政経97号〕  
農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎え、伐採等の作業量の増加が見込まれる一方で、今後、高齢化している林業従事者の退職が本格化することから、新規就業者を継続的に確保していく必要がある。

このため、本事業は、林業への就業に向け、必要な知識の習得等を行い、将来的には林業経営をも担いうる有望な人材として期待される青年に対し、緑の青年就業準備給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、林業への就業希望者の裾野拡大を図るとともに、給付金を活用した青年が林業分野へ就業し、習得した知識等を活用し就業先で活躍することにより、林業事業体等の経営が活性化され、もって林業の持続的かつ健全な発展を図るものである。

### 第2 事業の内容及び事業実施主体等

事業の内容及び事業実施主体等は別表のとおりとする。

### 第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

### 第4 事業計画等

#### 1 事業計画の作成

都道府県知事は、別紙様式第1号により緑の青年就業準備給付金事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、林野庁長官（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に提出し、承認を得る。また、林野庁長官等は、事業計画を承認したときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

#### 2 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別紙様式第2号により林野庁長官等に提出することとする。

#### 3 事業実績報告の作成

都道府県知事は、別紙様式第3号により緑の青年就業準備給付金事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに林野庁長官等に提出するものとする。

4 沖縄総合事務局長は、1により承認された事業計画の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

#### 第5 その他

- 1 都道府県知事は、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関する資料の提出を求めることができることとし、本事業の実施について、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

#### 第6 その他

緑の青年就業準備給付金事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

(別表)

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>緑の青年就業準備給付金事業 林業への就業に向けて、都道府県が林業への就業に有効と認める研修を実施する都道府県の林業大学校等の教育機関、研修機関及び先進林業事業体等において研修を受ける者に対して給付金を給付する事業</p>	<p>都道府県又は林業労働力確保支援センター（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の指定を受けた法人をいう。）</p>	<p>定額</p>

緑の青年就業準備給付金事業計画（平成 年度●●県）

番 号  
平成 年 月 日

林野庁長官 殿

（沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て）

都道府県知事 印

緑の青年就業準備給付金事業実施要綱第4の1の規定に基づき承認を受けたいので、下記のとおり事業計画を申請します。

記

1. 新規就業者数に関する目標

項目	直近の実績	年度目標
新規就業者数		
うち45歳未満		

2. 緑の青年就業準備給付金の給付計画

（単位：人、千円）

給付期間	1年未満	1年	1～2年	2年	計
人数					
総給付金額					
うち当年度					
うち次年度					

3. 事業実施主体及び研修先

（1）事業実施主体

<input type="checkbox"/>	都道府県
<input type="checkbox"/>	林業労働力確保支援センター

(2) 研修機関等

--

※1：緑の青年就業準備給付金事業実施要領第2の3の(1)のイの(ア)の都道府県が認める研修機関等を記載すること。

※2：教育機関の場合は専攻科名等も記載すること。

(3) 事業推進体制

--

注：審査、就業・定着に向けた支援等の体制（関係機関との連携を含む。）を記載する。

4. 推進事業に関する計画

(1) 推進事業費内訳

都道府県	円
林業労働力確保支援センター	円
合計	円

(2) 推進事業計画

事項	内容	金額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及活動		円
③給付対象者への指導活動		円
④その他		円
	合計	

番 号  
年月日

林野庁長官 殿  
(沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て)

都道府県知事 印

平成 年度緑の青年就業準備給付金事業交付決定前着手届

緑の青年就業準備給付金事業実施要綱第4の2の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 事業実施主体
3. 着手予定年月日
4. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙様式第3号

緑の青年就業準備給付金事業実績報告（平成 年度●●県）

番 号  
平成 年 月 日

林野庁長官 殿

（沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て）

都道府県知事 印

緑の青年就業準備給付金事業実施要綱第4の3の規定に基づき、下記のとおり実績報告  
します。

記

1. 新規就業者数に関する目標

項目	直近の実績	年度目標
新規就業者数		
うち45歳未満		

2. 緑の青年就業準備給付金の給付実績

（単位：人、千円）

給付期間	1年未満	1年	1～2年	2年	計
人数					
総給付金額					
うち当年度					
うち次年度					

3. 事業実施主体及び研修先

（1）事業実施主体

<input type="checkbox"/>	都道府県
<input type="checkbox"/>	林業労働力確保支援センター

(2) 研修機関等

--

※1：緑の青年就業準備給付金事業実施要領第2の3の(1)のイの(ア)の都道府県が認める研修機関等を記載すること。

※2：教育機関の場合は専攻科名等も記載すること。

(3) 事業推進体制

--

注：審査、就業・定着に向けた支援等の体制（関係機関との連携を含む。）を記載する。

4. 推進事業に関する実績

(1) 推進事業費内訳

都道府県	円
林業労働力確保支援センター	円
合計	円

(2) 推進事業実績

事項	内容	金額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及活動		円
③給付対象者への指導活動		円
④その他		円
	合計	